

## クラブ部活動のきまり

- (1) 活動時間を守る。
  - ・下校時間は校門を出る時間とする。年間を通して18:00を最終下校時刻とする。
  - ・定期考査1週間前は原則として活動はしない。  
ただし、スポーツクラブの公式戦・カルチャークラブの校外での発表会の直前はその限りではない。
  - ・研修会(全体)や職員連絡会がある日は、原則として再登校とする。
- (2) 朝練習は7:30~8:00の時間で活動できる。ただし、顧問が来てからの活動となる。
- (3) いずれの場合においても活動期間中は、顧問あるいはそれに代わる教員もしくは外部指導員(コーチ)がいることとする。
- (4) 活動場所に荷物を持って行き、教室に戻らず下校する。荷物はしっかり整理整頓をする。
- (5) 活動場所や更衣室には私物を置いて帰らない。
- (6) 用具の整理整頓、グラウンド整備に心がける。
- (7) スポーツクラブは学校指定の体育着・ジャージで活動することを基本とする。  
その他のものに関しては、クラブで統一するなど、顧問の指示において認めることがある。  
ただし、安全等を考慮しパーカーは禁止とする。
- (8) 活動終了後はすみやかに下校する。
  - ・毎回出欠の確認をする。活動の終わりのミーティング、下校の報告をする。
  - ・片づけ等の点検を含め、見回りをする。他のクラブの友人を待ったりしてはいけない。
- (9) 昼食について
  - ・必要な場合は各クラブで決められた場所を取る。事情により他の場所を使用する場合には、必ず顧問の了解を得る。普通教室を使用しないクラブは、ミーティングの場所と同じことが基本である。  
※ビン・缶・ペットボトル・紙パックの飲み物は禁止する。ゴミは全て持ち帰る。
- (10) 鍵の開け閉めは原則として顧問が行う。
- (11) 清掃について
  - ・各クラブ間で清掃当番を決め、定期的に清掃をする。  
活動終了後は活動場所や更衣室の消灯・施錠等の確認をする。
- (12) 再登校を含め、自転車での登下校は禁止する。  
※ただし、休日の他校での対外試合、学校外での活動の場合、顧問と保護者の許可があれば自転車の使用を認める。自転車の利用にあたっては、自転車保険(対人、対物)への加入が必要となる。
- (13) 弁当が必要な場合、登校時の購入および登校後に昼食を買いに出ることは禁止する。
- (14) クラブ費を徴収するクラブについては、顧問から連絡・説明をする。
- (15) 兼クラブについては、顧問が許可した場合についてのみ認める。

※以上の決まりが守れない部は、活動を停止されることがある。